様式第２号（第３条関係）

◎　行政書士の資格がない者が、報酬を得て、業として、

申請書類を作成することは法律で禁止されております。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自　動　車　保　管　場　所　届　出　書（新　規・変　更） | 自　動　車　の　区　分 | 登録・軽 |
| 　　車　　名 | 型　　式 | 車　　体　　番　　号 | 自動車の大きさ（ミリ単位切り捨て） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 長さ |  |   |  |  | センチメートルセンチメートルセンチメートル |
| （アルファベットには下欄にチェックしてください） | 幅高さ |   |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |
| 自動車の使用の本拠の位置 |  |
| 自動車の保管場所の位置 | （変更前　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記の事項について届出をします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 年 　 　月 　 　日警察署長　殿　　　　　　　　　　　　　　 〒（　　　 － 　　　　）　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 届出者　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(ﾌﾘｶﾞﾅ)氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  |

備考 １　法第５条、第１３条第３項及び附則第６項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条（第１３条第４項及び附則第７項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

　　　２　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。

　　 ３　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

　　 ４　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

（1）自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。 以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前１５日以内に保管場所とされていたとき。

（2）自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

　　 ５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新 　規 | 届出の登録番号 |  | 増　車代　替 | 旧車の登録番号 |  | 保管場所の所有者 |  | 連絡先 |  | 収容可能台数 |
| 中古新規 | 自己・他人・共有（自己以外） |  |
| 名 変 等 |

（注）代替の欄は、届出時に届出する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載して下さい。